

業 務 委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 食のイノベーション推進事業業務
- 2 履 行 場 所 広島県農林水産局販売・連携推進課が指定する場所
- 3 履 行 期 間 契約締結日から
令和 9 年 3 月 31 日 まで

4 委 託 料 _____ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)

5 契 約 保 証 金 _____

6 特 約 事 項

- (1) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払することができる。その場合は、あらかじめ概算払計画書を提出し、発注者の承認を得ることとする。
- (2) 受注者は、(1)の委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、(2)の規定により概算払をうけたときは、約款第31条第1項の委託料の請求の際に委託料概算払精算書を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、この業務について、業務委託契約書のほか、「食のイノベーション推進事業業務委託仕様書」、「食のイノベーション推進事業業務処理要領」、「食のイノベーション推進事業に係る業務委託企画提案書」に従って業務を履行するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号
氏名 広島県
代表者 広島県知事 横田 美香

受注者 住所
氏名